

所管：内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

消防庁国民保護・防災部防災課長

厚生労働省健康局結核感染症課長

観光庁観光産業課長

文書名：避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第3版）について

リンク：https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/210513_bousai_58.pdf

適用者：都道府県及び市町村の避難所

【記載項目抜粋】

2. 発災後における対応（6～7P）

Q14 健康な避難者の滞在スペースにおける清掃や消毒は、どのように行えばよいでしょうか。

手すり、スイッチなど）は1日にこまめに、②トイレは目に見える汚物があればその都度、また汚れが特に見えなくても1日3回（午前・午後・夕）以上の複数回、消毒液（消毒用エタノール、家庭用洗剤、次亜塩素酸ナトリウム、**亜塩素酸水**、次亜塩素酸水等）を使用して清拭します。トイレの床は、新型コロナウイルスが検出されやすいため、注意が必要です。トイレについて、ドアノブ、水洗トイレのレバー等は、こまめに消毒します。排泄物で汚染された部位の表面には、次亜塩素酸ナトリウムまたは**亜塩素酸水**を使用します。また、洋式トイレで蓋がある場合は、トイレの蓋を閉めて流すよう表示します。換気も十分に行います。手洗い場には石けん・消毒剤を設置し、トイレ使用後の手洗い・消毒を徹底します。

掃除、消毒の際には、マスク、眼の防護具、掃除用手袋（手首を覆えるもの。使い捨てビニール手袋も可。以下同じ。）を適切に選択して着用します。

避難所では様々なものを共用しており、用具や物品の共用を、できれば避けるようにしますが、消毒できるものについては消毒を行い、使用後には手洗いをするように避難者等に周知徹底します。

2. 発災後における対応（7～8P）

Q15 発熱、咳などの症状のある人の専用ゾーン、濃厚接触者の専用ゾーンでは、どんなことに注意して対応すればよいでしょうか。

- ・ 手指衛生について
こまめに石鹸で手を洗います。アルコール消毒をします。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにします。
- ・ 換気について
換気を十分にします（Q26参照）。
- ・ 消毒について
複数の人が手で触れる共用部分（トイレを含む）を消毒します。
掃除用手袋、眼の防護具、マスクを着用し、通常の清掃に加え、Q14の方法で消毒を行います。頻度は、例えば2時間ごとなどルールを決めて行うことが望ましいです。
また、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者や濃厚接触者が使用した使用後のトイレは、急性の下痢症状などでトイレが汚れた場合には、次亜塩素酸ナトリウム、アルコール(70%)、または**亜塩素酸水**による清拭を行います。

2. 発災後における対応（8～9P）

Q17 新型コロナウイルス感染症を発症した軽症者等の建物等について、どんなことに注意して対応すれば良いでしょうか。

A 1 7

都道府県及び市町村の保健福祉部局、保健所、防災担当部局、医療機関が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討してください。

- ・ できる限り速やかに宿泊療養施設や病院に移送します。
- ・ 軽症者等と対応する際には、使い捨て手袋・マスク・眼の防護具を適切に選択し、着用します。軽症者等もマスクを着用します。
- ・ 軽症者等が一時的に避難所を利用した際には、共用部（トイレを含む）の清掃・消毒に当たって、掃除用手袋、マスク、眼の防護具、長袖ガウン（医療用ではないので、ゴミ袋での手作り、カップでの代用も可。以下同じ。）を着用し、通常の清掃に加え、Q 1 4の方法で消毒を行います。頻度は、例えば2時間ごとなどルールを決めて行うことが望ましいです。

また、軽症者等が使用した使用後のトイレは、急性の下痢症状などでトイレが汚れた場合には、次亜塩素酸ナトリウム、アルコール（70%）、または亜塩素酸水による清拭を行います。

- ・ 避難所から排出されるごみのうち、ウイルスが付着している可能性の高いごみ（使用済みのマスク、ティッシュ、使い捨て手袋、弁当の容器など）については、処理する際に、ごみに直接触れない、ごみ袋をしっかり縛って封をする、ごみを取り扱ったあとはしっかり手を洗う、などの対策を実施することに留意します。また、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋を縛った際に隙間がある場合や袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合は、二重にごみ袋に入れるなどの感染防止策に留意する必要があります。

これらのごみは、他のごみと同様に、基本的に一般廃棄物として処理できますが、ごみの処理先等については、市町村の廃棄物部局とご相談ください。

ごみを取り扱う際には、掃除用手袋とマスク、眼の保護具、長袖ガウンを着用することを検討します。

2. 発災後における対応（13P）

Q25 汚れたリネン、衣服の洗濯にあたっては、どのように行えば良いですか。

A 2 5

体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、掃除用手袋、マスク、眼の保護具を着用し、ほかの衣料とは別に分けて、洗うようにします。なお、おう吐物、汚物等がついたものは、0.1%次亜塩素酸ナトリウム液、または遊離塩素濃度 100ppm(100mg/L) 以上の亜塩素酸水に浸けて下洗いしてから、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かします。